

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針は、経営の効率性及び透明性を高めることで、株主から見た企業価値を持続的に高めることであると考えております。

企業価値の向上という株主からの付託に応えることが企業経営の使命ではありますが、同時に企業は従業員、取引先、地域社会等株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの責任を果たし、社会から信頼されなければなりません。このようなことを踏まえ企業活動を行うには、コーポレート・ガバナンスの充実、経営上の重要課題であると考えます。

経営上の組織体制や仕組みを整備し、的確な経営の意思決定、それに基づく迅速な業務執行及びコンプライアンスを確保した適正な監督・監視が可能な経営体制の構築が必要であると考えております。

また、経営の透明性の見地から、迅速で適切な情報開示も必要と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
朝日 重剛	1,122,468	10.13
株式会社サンワールド	737,690	6.66
株式会社小森コーポレーション	519,688	4.69
株式会社北陸銀行	508,045	4.58
朝日印刷持株会	355,400	3.20
朝日印刷従業員持株会	305,482	2.75
原田 朋治	301,663	2.72
公益財団法人朝日国際教育財団	300,000	2.70
第一生命保険株式会社	241,000	2.17
有限会社モーニング	215,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田 哲郎	他の会社の出身者								○			
高田 忠直	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 哲郎	○	藤田氏は、UVインターナショナル株式会社に勤務しており、当社はUVインターナショナル株式会社と海外向け文書翻訳の委託等の取引関係がありますが、取引額は僅少です。	国内外において会社経営の経験があり、グローバルな企業経営についての見識に加え堪能な語学力を有しており、当社の海外事業展開に有益な助言や指摘を期待できることから、社外取締役として選任しました。 【独立役員選任理由】 藤田氏が勤務するUVインターナショナル株式会社とは僅少な取引はあるものの、主要な取引先またはその業務執行者には該当致しません。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しました。

高田 忠直	○	高田氏は、株式会社ジェック経営コンサルタントに勤務しており、当社は株式会社ジェック経営コンサルタントと社員研修等の委託取引関係がありますが、取引額は僅少です。	経営コンサルタントとしての専門的な知識と豊富な経験から、当社の事業展開に有益な助言や指摘を期待できることから、社外取締役として選任しました。 【独立役員選任理由】 高田氏が勤務する株式会社ジェック経営コンサルタントとは僅少な取引はあるものの、主要な取引先またはその業務執行者には該当しません。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しました。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(新日本有限責任監査法人)からの期初の監査計画や期末の監査結果の報告を受けるとともに、期中には適宜監査情報を聴取するなど、緊密な連携を図っております。
監査役は、内部監査室から提示される「内部監査計画書」の確認を行うほか、監査実施状況及び監査結果の確認を行っております。また内部監査室は、会計監査人からの監査結果の報告会等に監査役とともに同席し、内部統制や会計に関する事項についての情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大谷 典孝	弁護士													
桶屋 泰三	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大谷 典孝		——	専門性を活かし、業務執行の適法性の確保を目的に社外監査役として選任しております。
桶屋 泰三	○	——	当社の監視機能強化のためです。税理士としての豊富な財務会計に関する専門的な知識を、当社の監査に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。 【独立役員選任理由】 桶屋氏は、当社の得意先である「株式会社廣貴堂（非上場）」の社外監査役でもあります。が、「主要な取引先又はその業務執行者」に該当しません。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 3 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役が独立性を有しているとするためには、以下のいずれにも該当してはならないとしています。

- 現在および過去において、当社グループ(※1)の取締役、執行役員、支配人またはその他の使用人であったことがある者。
- 現在および過去10年間に、次のいずれかに該当する者。
 - 議決権保有関係
 - 当社の10%以上の議決権を有する株主またはその業務執行者(※2)
 - 当社グループが直接または間接的に10%以上の議決権を有する会社の業務執行者
 - 取引先関係
 - 当社グループの主要な取引先(※3)またはその業務執行者
 - 当社グループを主要な取引先(※3)とするものまたはその業務執行者
 - 当社グループの主要な借入先(※4)またはその業務執行者
 - 専門的サービス提供者(弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタント等)関係
 - 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員
 - 弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタント等として、当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(※5)を得ている者
 - その他
 - 当社グループとの間で役員が相互就任している会社の業務執行者
 - 当社グループとの間で株式を相互保有している会社の業務執行者
 - 当社グループから、多額の寄付等(※6)を受けているものまたはその業務執行者
- 上記に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- その他、当社の一般株主との間で実質的な利益相反が生じるおそれのある者
- 上記2ないし3のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立性を有する社外取締役とすることができるものとする。

- ※1 「当社グループ」とは、当社(朝日印刷株式会社)及び子会社7社(うち非連結子会社2社)をいう。
- ※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
- ※3 「主要な取引先」とは、当該取引先との取引による過去3年間の年平均売上高等が、自社の年間連結売上高の2%に相当する金額と2,000万円のいずれか高い方の金額以上である取引先をいう。
- ※4 「主要な借入先」とは、当社の連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
- ※5 「多額の金銭その他の財産」とは、その金額または相当額が、年間1,000万円以上の金銭その他の財産をいう。
- ※6 「多額の寄付等」とは、過去3年間の年平均金額が1,000万円以上の寄付または助成をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する

施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成19年6月の定時株主総会決議に基づき、取締役に対し10万株のストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役へのインセンティブだけでなく、当社グループ全体の士気の高揚を目的に従業員、子会社の役員・従業員にも権利を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、全取締役の報酬金額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役には、管理本部が窓口となり情報提供を行う体制を取っております。
社外監査役には、社内監査役が窓口となり情報提供を行う体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1 業務執行

当社の取締役は、平成27年3月末現在14名で、原則月1回の取締役会を開催しております。取締役会では、当社グループの戦略立案、経営上の重要案件の意思決定を行うほか、取締役の職務の責任と権限を明確にすることで、他の取締役の職務執行の監督を行うことができる体制をとっております。

2 監査・監督

当社は監査役会制度を採用しており、平成27年3月末現在4名(内、2名は社外監査役)で構成されており、取締役会の他、業務執行状況把握のため部門会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するなどの監査を実施しております。
また、当社の会計監査業務を担当した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名 田光 完治 安田 康宏
所属する監査法人 新日本有限責任監査法人
会計業務に係る補助者数 公認会計士 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業統治の体制のあり方が非常に重要であると考えており、独立性の高い社外取締役による監督機能、及び会計・法律等の分野において専門的知見を有する社外監査役と社内に精通した常勤監査役が、会計監査人や内部監査部門と連携して厳正な監査を実施しております。これらのことから、当社の業務の適正が確保されていると考え、本体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会を平成27年6月27日に開催するにあたり、定時株主総会招集通知を平成27年6月4日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ですが、開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース及び決算短信等の開示	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：社長室、 IR活動責任者：常務取締役管理本部長 伊藤 茂、 IR事務連絡責任者：取締役社長室長 広田敏幸	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し維持継続するとともに、容器リサイクル法に基づき再商品化義務に対応した応分の負担をしております。
その他	・入社三年目男女社員を対象にしたキャリア形成支援のための人材育成研修を実施しております。 ・2012年度より、女性の総合職(外勤営業)採用を行っております。 ・中期経営計画を策定するための各種プロジェクトへ女性メンバーを参画させ、意見を取り入れるようにしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の整備に関しては、以下の基本方針に従い取り組んでおります。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - 1-1 当社は、法令等の遵守体制に係る社内規程を整備するとともに、取締役及び使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るための「朝日印刷グループ行動規範」を定める。
 - 1-2 当社の取締役は、企業理念、グループ行動規範、社内規程等の法令遵守はもとより、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観、価値観に基づき誠実に行動するとともに、朝日グループ全体の企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行うものとする。
 - 1-3 当社では、コンプライアンスの責任部署として「コンプライアンス統括室」を設置し、朝日グループ全体の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- 2 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - 2-1 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、グループ行動規範等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
 - 2-2 取締役及び使用人が、社内においてコンプライアンスに違反する行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、コンプライアンス統括室に通報する旨の「内部通報制度」を設ける。また、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対しては、不利益な扱いを行わないものとする。
- 3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - 3-1 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存・管理する。
 - 3-2 取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合に備え、文書管理規程に定める保管期間内においては、閲覧可能な状態を維持するものとする。
- 4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - 4-1 当社は、企業活動の持続的発展を阻害する業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し、適切なリスク対応を行うため全社的なリスク管理体制を整備する。
 - 4-2 災害等の不測の事態が発生した場合の危機管理体制を整備することで、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に抑えるものとする。
- 5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制について
 - 5-1 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、新たに発生するテーマに関しては、社長を委員長とする委員会等で十分な討議の上作成される業務執行案を、取締役会で意思決定する。
 - 5-2 取締役の職務分担及び担当業務の執行のための各部門の業務分掌を明確にすることで、適正かつ効率的な職務が行われる体制を確保する。
- 6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - 6-1 当社は、企業集団の業務が適正に確保される体制構築を目的として、当社企業集団が遵守すべき「朝日グループ行動規範」を定めるとともに、その周知徹底を図るものとする。
 - 6-2 当社は、監査役及び内部監査室が実施する子会社監査により、各子会社のコンプライアンスの状況を把握し、その結果を子会社の取締役及び当社の代表取締役社長に報告するものとする。
- 7 監査役を補助すべき使用人の体制及び補助する使用人の独立性の確保について
 - 7-1 現在、監査役を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助スタッフを置くこととする。
 - 7-2 監査役を補助すべき使用人は、取締役と監査役の協議により選任するが、選任された者は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制について
 - 8-1 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。
 - 8-2 常勤監査役は、取締役会の他、業務執行状況を把握するため部門会議等に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
なお、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図るものとする。
- 9 その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制について
 - 9-1 監査役は、代表取締役と相互に意思疎通を図るため、必要に応じ会合を持つこととする。
 - 9-2 監査役が独自の意見形成をするため、必要に応じ外部の専門家に相談できる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶する姿勢で臨み関係排除に取り組んでいきます。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力との関係排除につきましては、法令及び企業倫理に則り対応することが重要であるとの認識から、グループ全体が法令・企業倫理を遵守した行動をとるための「朝日グループ行動規範」を定め、その周知・徹底を図っております。また、定期的な研修を行うことで、反社会的勢力排除に向けた更なる企業倫理の浸透に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

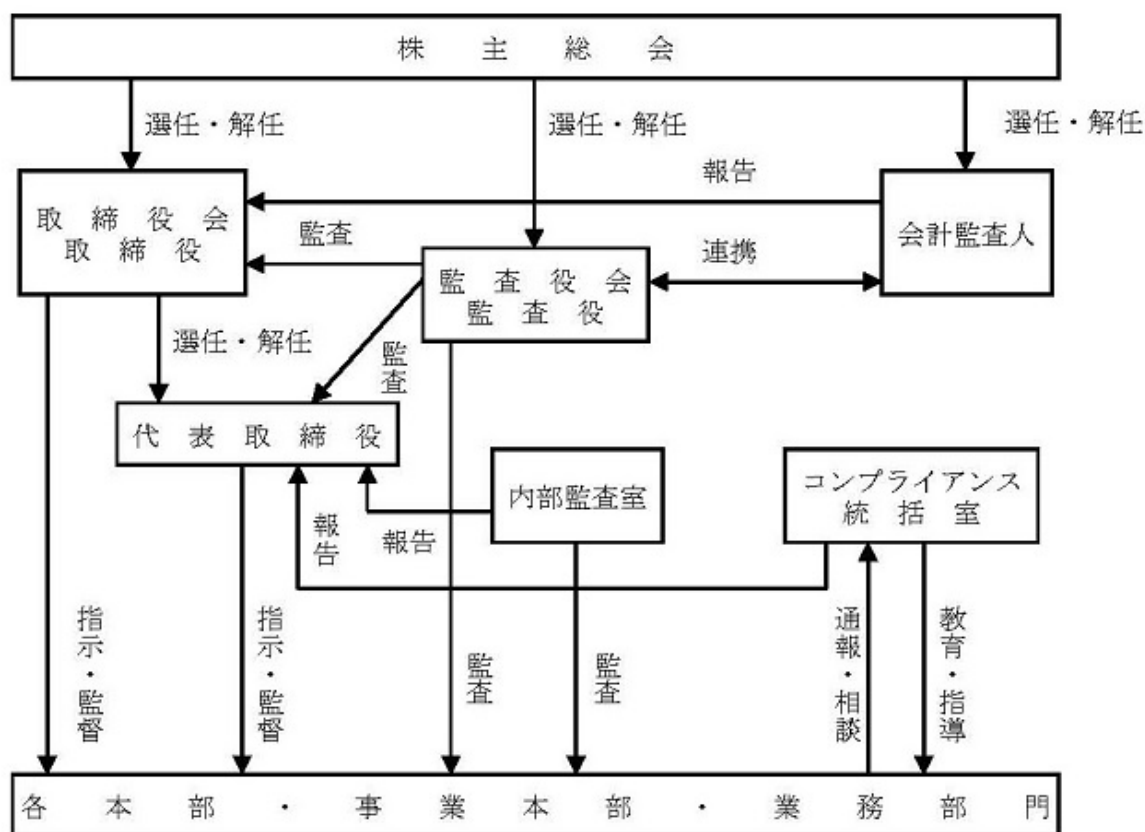
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制



【会社情報の適時開示に係る社内体制の状況】

